

リース会計専門委員会、再開

へ—ASBJ

去る2017年12月20日、企業会計基準委員会は第375回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

権利確定条件付き有償新株予約権の会計処理

これまでの議論を踏まえ、実務対応報告の文案について審議が行われた。

(1) 適用時期

平成30年4月1日以後適用としようえで、公表日以後の早期適用も認めることとされた。

(2) 経過措置

公開草案時より、適用日より前に権利確定条件付き新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理の継続が認められていた。そのうえで、権利確定条件付き新株予約権の概要、および採用している会計処理の注記が求められている。

この注記について、各事業年度の継続注記か、会計方針の変更注記か明確にすべき、との意見が聞かれていたことから、当該注記は9項の定め(注記に関する定め)に代えてなされるものであることが明示された。

(3) 今後の見通し

公開草案からは若干の変更が加えられているが、内容を明確化したものであり、提案の内容を変更するものではないことから、公開草案を再度公表する必要はないとの考え方が事務局から示された。委員からも反論は聞かれていない。

文案の修正にも特段の異論は聞かれておらず、次回以降の親委員会会で公表議決の見込み。

実務対応報告18号

第112回実務対応専門委員会での議論(2018年1月1日号(No.1500)情報フラッシュ参照)を踏まえ、実務対応報告18号の修正項目の見直しについて審議が行われた。

基本的には、IFRSのエンドースメント手続において、わが国における会計基準に係る基本的な考え方の観点で「削除または修正」を行ったもの等を対象とし、実務上の実行可能性等を考慮して検討するという方針に対して、おおむね賛成する意見が聞かれた。ただし、実行可能性をより重視すべきとの声も聞かれている。

そのうえで、IFRSにお

る「資本性金融商品のOCIイポジションに関するノンリサイクルリング処理」について、詳細な検討を行うという事務局提案に對しても、おおむね賛成する声

リース会計

リース会計専門委員会は2015年3月以降開催されていないが、今後、リース会計専門委員会を取り扱う項目として、次の①②③について事務局から説明が行われた。

- ① IFRSのエンドースメント手続
IFRS16号「リース」のエンドースメント手続に関し、参考意

見の聴取のために、審議を行う予定とされている。

② 日本基準の開発

①に関する検討を行った後、国際的な会計基準と整合性を図ることに對する必要性および懸念に関する検討を行い、日本基準の改正に向けた検討に着手するか否かの検討を行うこととされている。

③ IFRS16号の適用上の課題に関する活動

IFRS16号の適用上の課題について、IASBやIFRIC解釈指針委員会等で審議が行われる場合に、検討を行うこともありとされている。

ることができる」旨に優先して適用できるものであり、企業会計原則の一般原則である重要性の原則に影響を与えることは意図していない」との対応案を示したうえで、収益認識会計基準案に次のように追加した。

3-2 顧客との契約から生じる収益のうち、重要性の乏しいものには、本会計基準の定めを適用しないことができる。

公開草案の修正文案の議論、開始

ASBJ、収益認識専門委

去る2017年12月25日、企業会計基準委員会は第88回収益認識専門委員会を開催した。

今回は、公開草案に寄せられたコメントのうち表現の見直しに関するコメントへの対応案と、それをもとに修正された文案が示され、対応案と文案を比較しながら、審議された。

主な議論の内容は次のとおり。

重要性の原則

「重要性の原則との関係性を明確にすべき」とのコメントに對して、事務局は、「収益認識会計基準は企業会計原則の損益計算書原則における『売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。ただし、長期の未達成請負工事等については、合理的に収益を見積もり、これを当期の損益計算に計上す

別個の財またはサービスの判断

「収益認識適用指針案6項の背景が同109項に十分に記載されていないので、IFRS15号の適用と同様の処理が行われることを意図するのであれば、IFRS15号の結論の根拠の記載と同様の考え方を本公開草案の結論の背景に記載されたい」とのコメントに對し、事務局からは「契約の観点から別個の財またはサービスかを判断するのに必

専門委員からは、「重要性の原則について、代替的な取扱いを収益認識会計基準案の「開発にあたっての基本的な方針」に記載してはどうか」という意見に對し、事務局から「代替的な取扱いにだけ関係すると思われるので、最初の『範囲』のなかで記述している」との回答があった。

要な規定は含まれている」との対応案が示された。

専門委員から、「この判断は会計処理に影響があるので、収益認識適用指針案6項と109項だけでは十分といえない。IFRS 15号を参照せざるを得なくなってしまうのでは」という意見があり、事務局から検討する旨の回答があった。

本人と代理人の区分

本人と代理人の区分について「信用リスクを指標に含めないこととした理由等を記載することを望む」というコメントを踏まえ、収益認識適用指針案の結論の背景126項の文末に次のように追加された。

また当該指標による評価は、支配の評価を覆すものではなく、単独で行われるものではない。

なお信用リスクについては、企業が財又はサービスを支配しているかどうかを評価するうえで有用な指標とならない可能性があるため、企業が本人に該当することの評価における指標に含めない。

専門委員からは、「信用リスクについて、もう少し書いたほうがいいのでは」という意見があり、事務局からは、表現を考慮して追加したい旨の回答があった。

設例

収益認識適用指針案の設例の修正文案も示され、設例14(長期建設契約における支払の留保)、設例30(設備工事のコストオン取引(本人又は代理人))は削除予定とされた。

会計

**IFRS15号関連のエンジン
ダ決定案等、検討**

IASB、IFRS適用課題対応専門委

去る2017年12月18日、企業会計基準委員会は第19回IFRS適用課題対応専門委員会を開催した。今回も前回(2017年12月10日号(No.1498))情報フラッシュ参照)に引き続き、公開草案「重要性がある」の定義(IAS1号およびIAS8号の修正案)へのコメントレターの提出可否等について、検討が行われた。主な審議事項は次のとおり。

ビットコインの値上がりが加速している。12月上旬までの1カ月間で2倍になった。この相場はバブルなのか? 賛否両意見を紹介しよう。

サウジアラビアのアルワールド王子「ビットコインはまったく信用していない。いずれ崩壊するだろう」

「JPモルガンのJ・ダイヤモンドコインは詐欺であり、ビットコインの取引を始めた従業員は即座に解雇するだろう」

W・バフェット「ビットコインの価値を評価することはできない。なぜなら価値を生み出す資産ではないからだ」

Ethereumの創始者J・ルービン「これはよいバブルで、とてつもない技術が出現して、これに価値やビジョンを見出す人々を受け入れられない時に起こるものだ」

アップルの共同設立者S・ウォズニアク「ビットコインは数学的に制御されていて、誰も変えられない」

熱狂に拍車をかけたのが、米国での先物市場なのだが、先物取引では顧客が負担しきれない損失は、金融機関が肩代わりしなければならぬ。よって、ビットコインの価格変動が、金融シ

ステムに直接影響を与えることになる。もはや、ビットコインがバブルかどうかは、ビットコインマニアたちだけの問題では済まなくなったのである。とにかく、「将来も誰かが必ず買うだろうから、今、買おう。なぜ、誰かが買うといえるのか? その人も、同じ期待をするはずだから」という堂々めぐりの発想が疑われておらず、まだまだ、熱狂が続きそうだ。相場分析はさておき、初心に

戻りビットコインは何が売り文句だったのかを思い出そう。まず、ブロックチェーン技術への期待。この技術は革命的である。これによって、さまざまなビジネスチャンスが生まれるだろうから、ブロックチェーン技術には確かに価値がある。しかし、この価値とビットコインの価値を混同してはいないか? 次に、テクノロジーは必ず陳腐化し、代替される。ビットコインを支えるブロックチェー

裏表のハナシ投資

ビットコインとリモコン

ン技術も例外ではない。事実、通貨EthereumのプラットフォームであるEthereumは、ICOで発行されるトークンのほとんどで利用されており、ビットコインのプラットフォームよりも幅広く利用されている。

また、「発行量に上限があるからインフレは起きない」というビットコイン神話は崩れた。ビットコインからビットコインキャッシュ、ビットコインゴールドとどんどん分裂し、事実上の発行量の増加が起きたし、今後も起こることは間違いない。

さらに、決済コストが安いという最大の売り文句に説得力がなくなった。決済承認作業をしてもらうためのマイナーへの報酬が高く、コインを買い取るには、コイン代より高い決済手数料が要求されるのである。

ビットコインは、本来は決済手段であったはずだ。しかし今では、投機取引だけに使われている。カラオケのリモコンは、本来は選曲するための道具だと思われていたのに、実は、人の頭を殴る道具でもあることが判明した。だから、今のビットコインの利用法が想定していた利用法からかけ離れていても、珍しいことではないのだ。

(注) ビットコインの流通を支える基盤システム
(三田 哉)

公開草案「重要性がある」の定義（IAS1号およびIAS8号の修正案）

前回の議論を踏まえて、ASBJ事務局は、検討すべき論点を次の2点に整理し直した。

- (1) 「重要性がある」の定義の閾値
- (2) (情報を)覆い隠すこと (obscuring)

ASBJ事務局は、(1)について、本公開草案が定義を抜本的に見直すことを提案するものではなく、会計基準、概念フレームワークおよび実務記述書における「重要性がある」の定義を整合させることを提案するもので、また、本公開草案による定義の変更が閾値に影響を及ぼさないと理解しており、基本的な方向性として本公開草案の提案を支持するとしている。

一方で(2)については、特定の事実および状況に照らして、ある情報が他の情報によって覆い隠されているかどうかの判断が難しく、日本の市場関係者から現行の要求事項を適用するうえで懸念が聞かれていることを踏まえ、IAS1号およびIAS8号における「重要性がある」の定義には「情報を」覆い隠すこと (obscuring) という文言を含めるべきではない点を指摘す

ることが考えられるとし、コメントレターを提出することを提案した。

IFRS15号関連のアジェンダ決定案など

今回は2017年11月のIFRS-ICC会議においてアジェンダ決定案が公表された次の3つの項目について、コメントレターを提出するかが検討された。

- (1) IFRS15号…土地の移転を含んだ不動産契約における収益認識
- (2) IFRS15号…現在までに完了している履行に対する支払を受ける権利
- (3) IFRS9号およびIAS1号…特定の金融商品に係る金利収益の表示

ASBJ事務局は、以上の3つの項目について、コメントレターを提出しない方向性を示した。しかし、(1)、(2)については、IFRS15号に基づく履行義務の充足に関する論点に関して、特定の事例を取り上げてアジェンダ決定案を公表している点およびアジェンダ決定案の記載内容について懸念があるとしている。

そこで、ASBJ事務局は、IFRS-ICCで取り扱う論点の明確化(会計基準に十分な定

めがないと考えられる論点、幅広い地域において影響があると考えられる論点に厳選して取り上げるべきなど)や、アジェンダ決定案の記載(会計基準を丁寧に適用すれば会計処理が可能

であり、既存の会計基準を補正する必要がないと判断される場合には、その旨を示せば詳細な分析は不要であるなど)に関するコメントを提出することを提案した。

会計

のれんの償却の再導入、検討しない方向へ

ASBJ、ASAF対応専門委

去る2017年12月21日、企業会計基準委員会は第63回ASAF対応専門委員会を開催した。

12月ASAF会議の報告

(1) 基本財務諸表

2017年12月10日号(No.1498)情報フラッシュで既報のとおり、OCIに関する情報を伝達するためのより適切な方法が、IASBスタッフから提案されていた。これらの提案に対してASAFメンバーは慎重な態度であることが、事務局から報告された。

(2) 開示原則

ディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み—開示原則」に対し、「他のプロジェクトとの関係が不明瞭ではないか」というASBJ事務局の発言に對して、ASAFメンバーからも賛成の声が多数挙がったとの

報告があった。

(3) BCUCC

BCUCC(共通支配下の企業結合)(2018年1月1日号(No.1500)情報フラッシュ参照)の範囲と会計処理の問題に関して、会計処理についての議論をする前に誰の観点から取引を考えるべきか明らかにすることが先決との事務局の発言に対して、「初めから1つの会計処理方法を出発点として検討するこ

とでは有用ではない」など、ASBJ事務局と同様の意見がASAFメンバーからも挙がったとの報告があった。

12月IASBボード会議の議論状況

●のれんおよび減損

のれんおよび減損のリサーチ・プロジェクトにおいて、のれんの減損テストにおける資金生成単位の未認識のヘッドルーム(回収可能価額の帳簿価額に対する超過額)を追加的なインプットとして使用すること等を暫定的に決定した。

さらに、のれんの償却の再導入を検討しないことも暫定的に決定された。

今後のIASBボード会議では、企業結合において一部の無形資産をのれんに含めるべきか、使用価値の計算を簡素化するべきかについて議論がされる予定である。

会計

経営者業績指標の識別を要求する方向?

ASBJ、ディスクロージャー専門委

去る2017年12月21日、企業会計基準委員会は第8回ディスクロージャー専門委員会を開催した。

今回は主に、12月に開催されたIASBボード会議(以下、「12月会議」という)における基本財務諸表に関する議論の状況

について、審議が行われた。

MPMの目的と適切な記載場所

IASBスタッフは、財務業績計算書に経営者業績指標(Management Performance Measure: MPM)を導入する目的を明確にすることが重要であると、「主要業績指標を財務諸表のなかで表示することを作成者に奨励すること、透明性が高くかつ監査された情報を利用者に提供する」という2つの目的を示した。これは、一部の企業が、利用者とのコミュニケーションで使用する主要業績指標を財務諸表の外のみで開示しており、当該指標が未監査かつ財務諸表との調整が困難であるという懸念への対応を意図したものである。

また、IASBスタッフは、財務業績計算書の構成に適合しない場合を除き、MPMを財務業績計算書のなかの小計として表示することを提案した。そのうえで、MPMが財務業績計算書の構成に適合しない場合には、MPMを財務業績計算書の直後に付属する別個の調整表のなかに表示することを提案した。

12月会議では、MPMの目的については意見が分かれ暫定決定は行われていないが、企業に何かしらのMPMの識別を要求すべきであることが、暫定決定された。また、スタッフ提案に

おおむね沿う形で、記載場所についても暫定決定がなされた。

専門委員からは、MPMを財務諸表に表示する場合には、監査可能かという点も検討すべきなどの意見が聞かれた。

キャッシュ・フロー計算書における利息および配当金の分類

IAS7号「キャッシュ・フロー計算書」では、受取利息、受取配当金、支払利息および支払配当金は、それぞれ毎期継続した方法で、営業、投資および財務活動のいずれかに分類することとされている。

IASBスタッフは、シンプルで非金融の企業に焦点を当てたうえで、この分類の選択肢を削除し、単一の分類を規定することを提案した。そのうえで、各利息・配当金を次のように分類することを提案した。

- ① 財務活動に起因する利息から生じるキャッシュ・フロー(CIF)
- ② 資産の取得原価の一部として資産計上された支払利息から生じるCIF
- ③ 支払配当金から生じるCIF
- ④ 受取利息および受取配当金から生じるCIF(このことを明確化するため、I

AS7号の投資活動の定義を修正する)

12月会議では、スタッフ提案どおりに暫定決定がなされた。

ASBJ事務局からは、将来、金融機関や複雑性の高い企業を対象とする際には、柔軟性と比

会計

IFRS16号の個別論点、検討

IASBJ、エンドースメント作業部会

去る2017年12月22日、企業会計基準委員会は第40回IFRSのエンドースメントに関する作業部会を開催した。

前回に引き続き、IFRS16号「リース」についての議論が行われた。

個別の論点

次に挙げた①～③の論点について、具体的な説明とそれに対する審議が行われた。

- ① リースの定義、識別、契約の構成部分の分離
- ② 短期リースおよび少額資産のリース
- ③ 開示

このうち②に関しては、オンライン上処理を行う必要がなく、少額資産の判断の目安についてはIASBで議論された際

較可能性のバランスが必要であり、単に比較可能性を高めるために、IAS7号の選択肢を削除することのないよう留意する必要がある、との見解が示された。専門委員からも、IASBの暫定決定に反対する意見が多く聞かれた。

①については、リース契約のみを他の賃貸借契約と異なる会計処理とする必要性が不明確であるという懸念点、②については、取引の多様性が反映できないという懸念点が示された。

委員からは「IFRS16号の適用に伴い、企業における内部管理方法が変更されることの実務上の困難さを認識してほしい」、「IFRS16号とFASBのリース基準の採用コストは同様になるとの分析がIASBではされているが、この分析結果は疑わしいのではないか」など、IFRS16号に対する厳しい意見が多数挙がった。

次に挙げた①～④の論点についても具体的な説明と関係者からの懸念点が示され、それに基づき審議が行われた。

論点

次に挙げた①～④の論点について、具体的な説明と関係者からの懸念点が示され、それに基づき審議が行われた。

センシティブな情報のKAM記載等、議論 企業会計審議会監査部会

去る2017年12月19日、企業会計審議会は第40回監査部会(部会長：伊豫田隆俊・甲南大学共通教育センター教授)を開催した。

監査

- ① すべてのリースに係る資産および負債の認識
- ② 単一の費用認識モデル
- ③ 貸手の会計処理について検討がなされたこと
- ④ 開示

「監査報告書の透明化」について、前回(2017年12月10日号(No.1498)情報フラッシュ)に引き続き、論点が示され、議論が行われた。

その論点と議論の内容は次のとおり。

無限定適正意見以外の場合のKAMの記載

無限定適正意見以外(限定付適正意見、不適正意見、意見不表明)の場合にKAMを記載するかどうかについて、議論がされた。

「除外事項を付すにあたっては相当検討しており、意見の根拠でその理由を述べているので、KAMの記載は不要」といった意見がある。一方、「すべての監査報告書に記載するのが大前提」という意見も出され、賛否が分かれた。

他にも、「不適正である理由以外にKAMで記載する価値があるものがあれば記載すべき」、「意見不表明の場合に、監査プロセスがまっとうできないのであれば記載すべきではない」、「プロセスの透明化をKAMの目的とするならば、記載する意義がある」といった意見が聞かれた。

経営者・監査役等・監査人の対応等

(1) 経営者・監査役等の対応等

① 企業による開示との調整
企業が開示していない事項を監査人がKAMに記載しようとする場合、監査人から追加の開示を促すことが考えられるが、この情報が企業が開示できない

センシティブな情報である場合の対応について議論された。

センシティブな情報の例として、具体的に、委員から訴訟案件や機密情報、進行中の契約や申請中の特許権などが挙げられ、センシティブな情報が問題となるケースは例外的ではないかという意見が多数挙がった。その他、「具体例や指針を示すべき」、「未公表の情報がセンシティブとは限らない」といった意見が聞かれた。

また、監査人が追加の開示を促した際に、監査役等も追加の開示を促すべきか等については、「金商法監査でどこまでできるか明確にすべき」といった意見が聞かれた。

(2) 監査役等の監査報告における対応

監査人からの報告・指摘に対する監査役等の対応についての透明性を高めていくことについて議論された。

「監査役等がKAMで書かれ

たことを一緒に書く必要はない」、「監査役等は株主の代理人である。株主の目線でKAMへコミットすべき」などの意見が聞かれた。

(2) 監査人の対応等

監査人はKAMの記載が導入されたとしても、これまでの監査手続を大きく変更するものではないか、また、結果報告の内容をベースに、当該監査に固有の情報をKAMとして記載することが求められることにつき、職業的専門家としてどのような注意を払うことが求められているかについて、議論された。

「監査プロセスをしっかりと経れば後はプロセスを文章で説明するだけ。時間やコストはあまりかからないのでは」などの意見が聞かれた。

今後の議論

「KAMの記載以外の監査報告書の記載等の見直し」ならびに「適用時期」については、次回以降とされた。

税務

国税庁長官・新春インタビュー

— 国税庁 —

国税庁長官の佐川宣寿氏は、国税記者クラブとの新春インタビューに応じ、2018年の税務行政運営について、抱負などを語った。

新年の抱負

近年、いわゆる「パナマ文書」などの公開や、BEPSプロジェクトの進展、マイナンバー制度の導入、ICT・AIの技



国際的な租税回避事案への対応

国際課税を専門に担当する部署を設置するなど、税務調査の体制の整備を図ったうえで、租税条約等に基づく情報交換をはじめとした資料および情報の収集に努め、課税上問題があると思われる場合には、積極的な調査などを行っている。また、財産の海外移転による租税の徴収回避などに対しては、租税条約等に基づく徴収共助の要請を行うことにより、適正かつ公平な課税・徴収に努めている。

消費税の軽減税率の対応

消費税の軽減税率制度は、消費税率の引上げとともに、2019年10月に実施される。制度内容の理解促進を目的

に、全国の税務署において説明会を開催するほか、さまざまな機会を捉えて軽減税率制度の説明をしてきたが、今後も事業者の円滑な準備が進むよう、関係府省庁や関係民間団体等との緊密な連携を図り、周知・広報および相談等に取り組むたい。

金融

2018年、日米の金融政策を凝視する

株式市場は内外ともに明るいムードのなかで2018年の幕開きとなった。昨春秋以降の世界同時株高の持続期待が強まっ

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2017年 12月14日	平成30年度税制改正大綱	自由民主党・ 公明党	国際課税の見直し、自社株対価TOBの課税繰延べ、収益認識会計基準への対応、税務手続の電子化の推進、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置、など。 https://www.jimin.jp/news/policy/136400.html	2018年 1月10日・20日 合併号解説記事
2017年 12月20日	政令第309号 民法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令		債権法を改正する「民法の一部を改正する法律」(平成29年法律44号)の施行期日を、一部の規定を除き、2020年4月1日とするもの。	—

ているからだろう。その期待の背景には、世界経済の順調な成長見通しがある。しかし、こういう時こそ油断せず情勢をしつかり検討することが重要だ。特に、これまでの景気と株高を支えてきた金融政策には一段と目を光らせる必要がある。

2018年は、世界経済をどん底に突き落とししたリーマン・ショックから10年目である。各国は経済の冷込みに歯止めをかけるべく、金融・財政政策をフル出動させた。なかでも金融政策は、非伝統的政策と称する超低金利(ゼロ金利)と極端な量的緩和をとった。先進国では、ラストリゾート(出番は最後)であるはずの中央銀行が先頭に立って経済活動の主役を務めた。その先頭に立ったのは、ショック前から長期デフレに苦しんできた日本銀行であった。

異常な経済冷込みに異常な経済政策で対応した先進国だが、経済回復力は弱かった。そのなかでアメリカ経済が一番早く回復を実現し、米FRBはショックから7年目の2015年によくやく量的緩和の縮小、金利引上げへと政策姿勢を変えた。

しかし、FRBは景気回復テンポが緩やかであり、賃金・物価の上昇が鈍かったことから、利上げには極めて慎重で、2年間で5度、合計で1.25%(0.

25%→1.50%)の利上げにとどめた。利上げは本来、株値にマイナスであるが、政策当局の慎重過ぎる利上げ姿勢はむしろ株値上昇に弾みをつける結果となった。

日本経済は米経済に比べると回復が遅れていたが、2013年にはアベノミクスが登場し、経済活性化を意図して金融緩和をさらに進めた。しかし、株値は回復したが、景気は盛り上がりにつけて、今も金融政策の方向転換は考えられないといった状況にある。この間に、政府債務

米減税法案の成立とその影響

証券

トランプ米大統領は12月22日、税制改革法案に署名し、大型減税の実現に一歩近づいた。この法案成立で、連邦法人税の税率の35%から21%への引下げ、法人代替ミニマム税の廃止、最低でも今後5年間は新規の設備投資について即時償却を認めるなど、10年で1.5兆ドル規模の減税になる見通しだ。

市場はこうした政治状況を反映する動きとなっている。NYSEの株値も、トランプ大統領が大統領選挙に当選した直後から上昇基調を描いてきたが、株

の増加、日本銀行の財務体質悪化、銀行の収益力低下が進み、将来の利上げの局面では大きな副作用が発生しないか、懸念が強まっている。

今年、日米の中銀トップが交代する。両国の経済状況には、失業率は十分に低下しているのに、物価・賃金が上がらないという共通の「謎」がある。その謎は今年も存続するのだろうか。もし、それが変わった場合、適切な金融政策をとることができるとどうか。今年、最大の注目点であろう。

株の上昇やイールドカーブの長期ゾーンの利回り上昇は、資産効果や利ザヤ拡大による銀行の収益改善につながるため、短期での利上げを考えている米FRBには追い風だ。しかし、連邦政府の債務問題には逆風である。FRBは利上げによって景気が悪化した際の金融緩和手

段を作る意図があるようだが、一方で政府による景気対策としての財政措置は一層困難になる。さらに長期金利の上昇は、銀行の利ザヤ改善といった短期的な効果の後に、企業の設備投資抑制や個人の住宅市場への悪影響を通じて、最終的には景気の足を引っ張ることになる。

またアメリカの長期金利が上昇すれば、近年連動傾向がみられる日本の長期金利にも上昇圧力が加わることになる。アメリカに比べて日本の財政赤字の問題ははるかに大きい。したがって、こうした景気要因ではない金利上昇が起これば、日銀は出口戦略どころか、逆に一層金利上昇を抑え込む戦略を取ることになる。すなわち、マイナス金利の深掘りと中長期債の買いオペ強化だ。こうした点を考えても、米減税法案が成立した直後の米長期金利の上振れは、一時的なものなのか、新たな上昇トレンドの始まりなのかは、日本経済にとっても注視すべき動きとなっている。